

第一章 基本構想策定の趣旨

- センター三施設は老朽化が進行、センターが担うべき役割に照らし、業務を適切に実施するための環境の確保等の検討が必要
- 近年の状況等を踏まえ、課題を整理し、センターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにする

第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等

ハルスプランの理念を実現するため、各種施策を展開

- (1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務
 - ・ 啓発行事、動物教室、適正飼養講習会、相談対応等
- (2) 動物の保護・収容と管理に係る業務
 - ・ 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、飼養管理、譲渡等
- (3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務
 - ・ 事業者の登録・監視指導、特定動物の飼養許可等
- (4) 動物に関する危機管理に係る業務
 - ・ 災害対策、動物由来感染症対策等

第三章 近年の状況と施策推進上の課題

(動物愛護・適正飼養)

- ・ ペットを飼育している人の割合は全体の約3分の1
- ・ マナー欠如等による苦情・事故、動物虐待等の事件も発生

(動物の引取数・殺処分数)

- ・ 飼い主のいない猫対策等によりセンターの動物の引取数・致死処分数は大幅に減少したが、譲渡の取組の強化が必要

(動物取扱業者)

- ・ 都内の第一種動物取扱業者数は年々増加、10年前の約2倍
- ・ 不適切な事業者には重点的な対応が必要

(危機管理)

- ・ 震災等の経験から災害時対策の重要性が改めて指摘
- ・ 狂犬病の国内侵入の懸念、動物由来感染症対策は重要

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性

求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項

1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

- ≪重点1≫ 動物との共生のための普及啓発の推進
- ≪重点2≫ 幅広い啓発のための人材育成・協働

2 新しい飼い主への架け橋となる施設

- ≪重点3≫ 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理
- ≪重点4≫ 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大
- ≪重点5≫ 飼育困難となった場合の相談対応等の充実

3 事業者等の指導・監督の拠点施設

- ≪重点6≫ 動物取扱業者の資質向上
- ≪重点7≫ 法令遵守徹底のための監視指導

4 動物に関する危機管理対応の基幹施設

- ≪重点8≫ 災害発生時における動物救護活動
- ≪重点9≫ 動物由来感染症等による危害の防止

第五章 今後のセンターの整備方針

＜施設の整備方針＞

- ・ 特に老朽化が進み狭隘な本所は、早期に整備
- ・ 現地建替えでは十分な広さの確保が困難なため、移転改築
- ・ 利便性、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導、必要な敷地面積、周辺環境等を十分に考慮
- ・ 他の二施設は、諸状況を考慮し、今後あり方を検討

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性 ~求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項~ 抜粋

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

- ・より親しい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設
- ・動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境
- ・関係者が集い協働するための共通の場（プラットフォーム）とするための研修等を行える設備

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

- ・動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実させる
- ・譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、健康状態を保持できるよう運動設備等の確保
- ・多数の動物を緊急的に収容することも想定した施設整備

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

- ・動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう研修等のための設備の充実
- ・事業者の評価に応じた監視やICTの活用

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

- ・災害発生時の動物救援本部の設置、被災動物の一時収容、物品の備蓄等
- ・動物由来感染症に関する調査研究や情報収集